

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(令和 7 年 6 月 1 8 日条例第 3 号)

1 条例改正の趣旨

令和 7 年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、必要な措置を講じました。

2 条例改正の概要

(1) 個人の市民税（特定親族特別控除の創設）

所得割の納税義務者が特定親族を有する場合に、特定親族特別控除として、特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除する。(本条例第 2 7 条、第 2 8 条及び第 2 8 条の 2 の 3 関係)

※ 特定親族とは、生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族等（所得割の納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が 1 2 3 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

＜特定親族特別控除の控除額＞

特定親族の合計所得（カッコ書きは給与収入の場合）	控除額
5 8 万円超 9 5 万円以下（1 2 3 万円超 1 6 0 万円以下）	4 5 万円
9 5 万円超 1 0 0 万円以下（1 6 0 万円超 1 6 5 万円以下）	4 1 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下（1 6 5 万円超 1 7 0 万円以下）	3 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下（1 7 0 万円超 1 7 5 万円以下）	2 1 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下（1 7 5 万円超 1 8 0 万円以下）	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下（1 8 0 万円超 1 8 5 万円以下）	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下（1 8 5 万円超 1 8 8 万円以下）	3 万円

※ 合計所得が 5 8 万円以下の場合、特定扶養親族に係る扶養控除として 4 5 万円を控除している。

(2) 法人の市民税（マンション除却組合等に対する均等割の課税免除）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部改正に伴い、法人市民税均等割の課税免除をしているマンション建替組合及びマンション敷地売却組合が、マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合に改組されることに伴い、所要の規定整備を行う。(本条例第 1 8 条関係)

(3) 市たばこ税（加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例）

加熱式たばこについて、現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算（重量：価格＝1：1）して市たばこ税を課しているところ、重量のみで換算することに見直すほか、一定の重量以下のものは 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算することとする。(本条例附則第 1 7 条関係（新設）)

＜参考＞改正後の加熱式たばこの課税標準（紙巻たばこの本数への換算方法）

区分	換算方法
紙その他これに類する材料のもので巻い	当該加熱式たばこの重量の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算

た加熱式たばこ	※ 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算
上記以外の加熱式たばこ	当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算 ※ 品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 2 0 本に換算

(4) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記 2(1)の改正

令和 8 年 1 月 1 日

(2) 上記 2(2)の改正

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

(3) 上記 2(3)の改正

令和 8 年 4 月 1 日

(4) 上記 2(4)の改正

公布の日等

(参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

（市民税の課税免除）

第 1 8 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- (3) 管理組合法人及び団地管理組合法人
- (4) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- (5) マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合
- (6) 防災街区整備事業組合

2 前項各号のいずれかに該当する者に対しては、法人税割を課さない。ただし、これらの者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

（所得割の課税標準等）

第 2 7 条 （前略）

2 所得割の納税義務者については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を、法第314条の2の規定により、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(1) 前年の合計所得金額が25,000,000円以下の者 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 前号に掲げる額（基礎控除額を除く。）

（市民税の申告等）

第28条 1月1日現在本市の区域内に住所を有する者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

(1) 第28条の4第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（中略）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（中略）の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（中略）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、法第317条の2第1項各号列記以外の部分に規定する配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6第3項の規定により控除すべき金額（中略）の控除を受けようとするものを除く。）

（以下略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第28条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者で本市の区域内に住所を有するもの又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（中略）の支払を受ける者で本市の区域内に住所を有するものであって、法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は扶養親族を有する者（中略）は、法第317条の3の3第1項に定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（以下略）